

2018年版 パーフェクト宅建 基本書
【法改正・正誤の追加のお知らせ】

(3843)

平成30年9月14日
 (株)住宅新報出版
 TEL 03-6388-0052

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤の追加が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P529 「a.売買・交換の場合」の表中、③の「重要事項」の欄	×	○*
欄外に右の文章を追加	※ 「当事者の双方が確認した事項」(37条1項2号の2)は、原則として「調査結果の概要」(35条1項6号の2)のほか、例外的に「既存住宅の状況が実体的に明らかに確認されるもの」等の要件を具備しているものを含む。	

2018年版 パーフェクト宅建 基本書
【法改正・正誤のお知らせ】

(3843)

平成30年7月31日
 (株)住宅新報出版
 TEL 03-6388-0052

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
巻頭特集 P39 表中「媒介契約の規制」の行	「特定・価格・有効期間・解除・報酬・違反措置・標準媒介・登録」だ。	「特定・価格・ 類型 ・建物状況調査実施者のあつせん・有効期間・解除・報酬・違反措置・標準媒介・登録」だ。
P561 上11行目の次に右の文章を追加	6. 空家等の売買・交換の媒介又は代理における特例（平成30年1月1日施行） これは、低廉な空家等（代金の額が400万円以下の宅地・建物）の売買・交換の媒介又は代理にあつて、通常の売買・交換の媒介又は代理と比較して現地調査を要するものについては、報酬額と当該現地調査等に要する費用相当額を合計して請求できるとする特例である（告示第7―売買・交換の媒介の場合、告示第8―売買・交換の代理の場合）。	
上12行目	<u>6.</u> 上記の規定によらない報酬の受領禁止（同告示第 <u>7</u> ）	7. 上記の規定によらない報酬の受領禁止（同告示第 9 ）

P607 上 2 行目	業務を引き継いでいるもの)	業務を引き継いでいるもの等)
上 4 行目の次に 右の文章を挿入	② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による貸付け及び保険（法 13 条 2 項 2 号・3 号）	
上 5 行目	②	③
上 6 行目	2 号・3 号)	4 号・5 号)
上 7 行目	③	④
下 2 行目（2 か 所）	①②の	①②③の
P652 下 4 行目	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
P655 欄外 一番上に右の文 章を追加	土地を相続により取得した個人が相続登記未了のまま死亡した場合において、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受ける登記で、当該個人を登記名義人とするための相続登記については、登録免許税が免税をされる。	
P658 下 5 行目、 及び 6 行目（2 か 所）	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
P659 上 1 行目	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
欄外 上 6 行目	家屋の取得に	中古住宅及びその敷地の取得に
P662 欄外 下 8 行目	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
P663 上 10 行 目、及び 20 行目 （2 か所）	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 33 年 3 月 31 日に
P665 下表中 左枠内下 6 行目	～H30. 3. 31 の	～H32. 3. 31 の
P666 下 10 行目	平成 30 年 3 月 31 日までに	平成 32 年 3 月 31 日までに
下 3 行目	中古住宅の取得に対する	中古住宅又はその敷地の取得に対する
下 2 行目	その税額から	家屋の税額から
下 1 行目	れる（地法附 11 条の 4④）。	れ（地法附 11 条の 4④）、当該中古住宅が「安心 R 住宅」であるときには土地の税額から上記の税額控除額が減額される（地法附 11 条の 4⑥）。
欄外 上 8～13 行目を右の文章 に修正	家屋の税額から新築日に応じた控除額に対する税額が減額され（地法 73 条の 27 の 2 ①）、土地の税額から税額控除額が減額される（地法 73 条の 24③）。	
P667 上 11 行 目、及び 13 行目 （2 か所）	平成 30 年 3 月 31 日までに	平成 33 年 3 月 31 日までに

P673 本文上 1 行目	平成 29 年に契約した	平成 30 年に契約した
P689 上 4 行目	(次回は平成 30 年度)	(今回は平成 30 年度)
上 9 行目	平成 28 年度及び平成 29 年度	平成 31 年度及び平成 32 年度
P691 本文 上 1 行目、及び下 4 行目 (2 箇所)	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
P692 本文 上 1 行目、及び下 5 行目 (2 箇所)	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
上表中 「耐震 改修の完了日」 の列 上 3 段目	～H30. 3. 31	～H32. 3. 31
P693 本文 上 3 行目、及び下 3 行目 (2 箇所)	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
上 2 番目の表中、 及び下 1 番目の 表中、「床面積」 の行 (2 箇所)	改修後 50 m ² 以上	改修後 50 m ² 以上 280 m ² 以下
P694 本文 上 4 行目	～平成 30 年 3 月 31 日に	～平成 32 年 3 月 31 日に
P703 表中「適 用期限」の行	～H29. 12. 31 の	～H31. 12. 31 の
表中「築年数」の 行	中古住宅のうち、耐火建築物にあっては ・築 25 年以内 ・または一定の耐震基準に適合*	中古住宅にあっては ・築 25 年以内 ・または一定の耐震基準に適合
欄外 下 7 行目	*	削除
欄外 下 3 行目 の次に右の文章 を挿入	一定の耐震基準に適合しない中古住宅であっても、非耐火建築物に限り、買主の取得後の耐震改修により買換期限までに一定の耐震基準に適合することとなったものについては、適用対象とされる。	
欄外 下 1、2 行 目	買主の取得後の耐震改修の特例はない	削除
P704 下表中 「適用期限」の 行 (2 箇所)	～H29. 12. 31 の	～H31. 12. 31 の
P706 欄外 下 6 行目	H29 年中の	H30 年中の
欄外 下 5 行目	H26. 1. 2 以後の	H27. 1. 2 以後の

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
巻頭特集 P27 上 5 行目	わずか <u>12</u> 種類だが	わずか 13 種類だが
下の表中、「外壁 の後退距離」の行	第 1 種低専・第 2 種低専地域においては、	第 1 種低専・第 2 種低専地域、 田園住居地 域 においては、
P28 上の表中、 「絶対高さ制限」 の行、「北側斜線 制限」の行 (2 か 所)	第 1 種低専・第 2 種低専地域においては、	第 1 種低専・第 2 種低専地域、 田園住居地 域 においては、
同表中、「絶対高 さ制限」コメン ト、及び「隣地斜 線制限」コメント (2 か所)	第 1・2 種低専地域	第 1・2 種低専地域、 田園住居地域
P678 欄外 下 14 行目	41 条 ⁽²⁴⁾	41 条 ⁽²⁵⁾